

五霞町に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で社会保険等（雇用保険、健康保険、年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

2 法定外労災保険加入の要件化

本町においては、法定外労災保険の加入を要件としません。

3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

格付は、これら29業種の全てについて行います。

4 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表方法等

有資格者名簿につきましては、五霞町公式ホームページで公表します。

6 個別書類について

共通書類と共に、個別書類として以下の書類を1部提出してください。

書類名	摘 要
個別書類チェック表	指名通知書を電子メールで送付するので、可能な限り、担当者個人のものではなく、会社や契約担当課等のものを御報告ください。

7 問合せ先

五霞町 総務課 財政係

〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町大字小福田1162-1

電話 0280-84-1111 内線 206又は207

E-mail soumu@town.goka.lg.jp